

事務連絡
令和3年9月13日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）等の
整備に対する支援（酸素濃縮装置の無償貸付）について

入院待機者や症状悪化した自宅・宿泊療養者等を一時的に受け入れ、酸素投与等の必要な処置を行う施設（以下「入院待機施設」という。）の整備については、「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）の整備について」（令和3年8月25日付け事務連絡。以下「令和3年8月25日付け事務連絡」という。）において、積極的かつ速やかな検討をお願いしているところです。

この入院待機施設における患者への酸素投与方法については、令和3年8月25日付け事務連絡【3】（1）でお示しているとおおり、酸素濃縮装置の在庫が逼迫する中、施工期間の短い簡易的な酸素配管を整備する方法の積極的な検討をお願いしているところですが、一方、感染状況や事業者等の選定・契約、施工期間等を勘案し、速やかに入院待機施設の設置が必要な場合も想定されます。

このため、今般、酸素濃縮装置のメーカーに対し、同装置の増産を要請するとともに、酸素濃縮装置の効率的な運用を行うために、医療機関、地方自治体等からの緊急発注への対応分を除いた一定数を厚生労働省において借り上げることとなりました。これにより確保された酸素濃縮装置について、入院待機施設の設置に当たり、緊急的に必要となる分を都道府県に対し、無償貸付する枠組みを設けましたので、入院待機施設の更なる整備についてご検討いただくよう、お願いいたします。

記

1. 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

厚生労働省が直接借り上げる分が本年9月以降、各月最大400～500台程度となっており、各都道府県が考える必要数等と比較しても、厚生労働省が行う酸素濃縮装置の供給は一定の限りがある状況となっている。今後とも各都道府県はメーカーに対し必要な酸素濃縮装置の確保に努めていただくことを第一としつつ、厚生労働省において一定数借り上げ、必要な酸素濃縮装置を確保することが難しい都道府県に対し無償貸付（以下単に「貸付」という。）を行うこととする。

貸付については、当面、以下(2)～(5)のとおり、重点的に行うこととする。

(2) 貸付の対象となる都道府県

現下の新規陽性者数、療養者数、病床使用率の状況、酸素濃縮装置の確保、発注状況等を勘案し、当面、貸付の対象を、緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点地域の都道府県のうち、貸付に係る申請を行う都道府県とする。

(3) 貸付の対象

令和3年8月25日付け事務連絡でお示しした入院待機施設(酸素ステーション、入院待機ステーション等)の整備に必要となる分を重点的に配布する。その際、より効率的な仕組みとして推奨している簡易的な酸素配管による整備を促進する観点から、当該整備の完了・稼働までの期間における貸付を最優先とする。

当該整備後は、貸付を行った酸素濃縮装置は厚生労働省に返還していただくことを原則とするが、その際、別の入院待機施設を整備する場合や、宿泊療養施設に酸素投与を行う体制を新たに整備する場合は、当該整備に必要となる酸素濃縮装置を引き続き貸付の対象とする。

そのほか、都道府県の実状に応じ、整備する入院待機施設の規模が数床程度と小規模である場合も想定されるため、この場合は、簡易的な酸素配管による入院待機施設の整備と同様に貸付の対象とする。

また、宿泊療養施設に酸素投与を行う体制を整備する場合についても、入院待機施設に準じた活用が可能となることから、貸付の対象とする。

なお、自宅への往診等に必要な分については、上記の通り、厚生労働省において確保できる酸素濃縮装置の台数に限りがあることから、9月中の貸付分の対象外とした上で、10月以降については、貸付の対象に含めることとする。

貸付を行った酸素濃縮装置については、上記の簡易的な酸素配管による整備完了に伴う返還分を除き、感染状況が変化する都度の回収は原則行わないこととする。ただし、感染が急拡大しつつある地域に対し緊急的な対応が必要となった場合、感染が急拡大していない都道府県からの酸素濃縮装置の返還を求めることもあり得るので、ご留意いただきたい。

(4) 申請及び貸付の決定時期

都道府県からの申請については随時可能とし、厚生労働省においては、各月2回程度(原則、第2及び第4月曜日に各1回)貸付を決定し、通知する。ただし、9月分については、酸素濃縮装置の確保可能な時期を踏まえ、第4月曜日の1回とする。

(5) 貸付に関する考え方

各都道府県からの申請分が相当数となることもあり得ることから、各回の貸付の決定に関して、その段階で厚生労働省が確保している酸素濃縮装置のうち、

- ① おおよそ半数程度については、申請した全ての都道府県に対して同数配布(申請数が当該数量よりも少ない場合は申請数)し、

② 残りの半数程度については、入院待機施設が未整備又はその施設数が少ない都道府県及び療養者数に比して酸素濃縮装置の数量が少ない都道府県からの申請に対して重点的に配布することとする。

上記②の重点的な貸付に当たっては、対象となる都道府県における、上記(3)の貸付対象のうち、簡易的な酸素配管による整備の完了等までの期間の貸付を最優先とした上で、第二に酸素濃縮装置による入院待機施設の整備、第三に宿泊療養施設における酸素投与体制の整備の順で貸付するものとする。

なお、感染が急拡大するなど、緊急的な対応が必要となった場合、最優先で貸付を行う。

2. 貸付方法

(1) 基本的な流れ

① 貸付に係る希望の申請（都道府県→厚生労働省）：随時

貸付を希望する対象都道府県から、別紙様式に必要事項を記入の上、厚生労働省に提出する（提出は随時可能）。

※入院待機施設については別紙1、宿泊療養施設については別紙2に記載

【提出先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班

メールアドレス：corona-houkoku@mhlw.go.jp

② 各都道府県に対する割り当て分の決定（厚生労働省）：各月上旬1回ずつ

厚生労働省においては、各月2回程度（原則、第2及び第4月曜日に各1回）、貸付を行う先及びその数量、貸付に係る期限等を決定し、その決定内容を、別紙3の承認書により、担当メーカーの連絡先等と合わせて、都道府県に対して連絡する。同時に、厚生労働省から各メーカー等に対し、担当都道府県及び連絡先、割当数等を連絡する。都道府県は、別紙4借受書を厚生労働省に提出すること。

※9月分に関しては、上記のとおり第4月曜日の1回を想定している。

※新規感染者数が急拡大、病床が急激に逼迫する状況など、緊急の必要性がある場合、臨時に決定することもあり得る。

※メーカー及び機種を選定は不可とする。

③ 各都道府県への移動指示（都道府県→メーカー等）

都道府県から担当メーカー等に対し、設置場所、数量等を連絡の上、移動指示を行い、メーカー等は当該指示の下、必要台数の酸素濃縮装置を配備先に納品、設置する。

その際、機器取扱説明、障害発生時の措置方法、火気等の安全指導等について、

メーカーより都道府県担当者（市町村・特別区が施設の設置・運用の主体となる場合は当該市町村・特別区担当者も含む）に行う。実際の機器使用者が別にいる場合、当該使用者に対する説明は都道府県担当者より行うこと。

※災害時及び故障時以外のメーカーに対する指示は、各メーカーの営業時間内に行うものとする。

④ 各都道府県における運用（都道府県）

入院待機施設等において、納品された酸素濃縮装置を適正に使用する。

使用中、機器の作動不良及びその他機器の使用に支障が発生した場合、都道府県より担当メーカーに対し依頼、メーカーにおいて対応することになる。また、保守点検（医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づき作成された添付文書に定められた点検）により、不具合が見つかった場合の修理及び交換についてはメーカーが行うことになる。

なお、災害時において、療養者の所在、状況の特定等は都道府県等で行い、国に対しても報告するものとする。また、災害時等に酸素濃縮装置の使用に支障が生じた場合の連絡先、体制等をあらかじめメーカーと協議しておくこと。

⑤ 回収（厚生労働省→都道府県→メーカー、都道府県→厚生労働省）

貸付期限を迎える酸素濃縮装置について、貸付期限の到来について、厚生労働省より都道府県及びメーカーに対し、あらかじめ案内を行う。その上で、都道府県よりメーカー等へ依頼を行い、メーカー等が都道府県の設置場所より回収を行う。その際、上記1(3)にあるとおり、簡易的な酸素配管による整備を行った後、別に入院待機施設を整備する場合、又は宿泊療養施設に酸素投与を行う体制を整備する場合については、都道府県は、当該整備に必要な数量を整備する施設に設置するよう、メーカー等に指示を行うとともに、その旨を厚生労働省へ連絡すること。

(2) その他

酸素濃縮装置の供給に関しては限りがあることから、令和3年8月25日付け事務連絡において既にお示ししているとおり、各都道府県において、可能な限り、簡易的な酸素配管による入院待機施設の整備に努めること。

厚生労働省とメーカー間の契約においては、

- ・ 酸素濃縮装置の借り上げ費用
- ・ 都道府県が移動指定を行う場所への移送、設置、使用方法の指導、及び回収
- ・ 保守点検、メーカーが指定する消耗品の交換
- ・ 故障時の対応

に関する費用が含まれているが、当該契約に含まれる消耗品等以外を使用する場合等、その他費用は、当該都道府県にて負担すること。

なお、厚生労働省が貸付した酸素濃縮装置を保険医療機関において使用する場合、

当該装置に係る診療報酬（C158 酸素濃縮装置加算及びC171 在宅酸素療法材料加算）は算定しないこと。

<照会先>

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療班・入院待機施設チーム

以上